

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第170号

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市老人福祉施設措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

第7条中「痴ほう」を「認知症」に改める。

附則第2項を次のように改める。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 京北町の区域の編入の日前に旧京北町老人福祉法施行細則第11条第1項の規定により徴収することとされた老人福祉法第11条第1項の規定による措置に要する費用であって、同町の区域の編入の際未納であるものの徴収については、旧老人福祉法に基づく老人ホーム等入所措置費負担金徴収規則(平成5年京北町規則第11号)の例による。

別表第2備考3中「第92条」を「第92条第1項」に、「第95条」を「第95条第1項から第3項まで」に、「第41条」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改め、同備考4中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

第2号様式注以外の部分中

施設及び部屋の種別	<input type="checkbox"/> 養護老人ホーム (定員 人の部屋に入居)	を
	<input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム	

部屋の定員	定員 人の部屋に入居	に改め、
-------	------------	------

同様式注1及び2を削り、同注3を同注とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)